

法務省刑総第736号(例規)

平成28年5月25日

検事総長 殿

検事長 殿

検事正 殿

法務省刑事局長 林 眞 琴

(公印省略)

平成26年1月8日付け法務省刑総第13号通達「処遇上の参考事項の通知等について」の一部改正について(通達)

処遇上の参考事項の通知等については、標記通達に基づき、その円滑かつ適正な運用を図ってきたところですが、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(平成28年政令第198号)により、平成25年6月19日に公布された刑法等の一部を改正する法律(平成25年法律第49号)及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成25年法律第50号)が本年6月1日から施行されることとなったことに伴い、標記通達の一部を下記のとおり改正し、本年6月1日から実施することとしたので、その適正な運用に配慮願います。

記

- 1 記中「自由刑の執行猶予」を「自由刑の全部の執行猶予」に改める。
- 2 記第1, 2, (1), ア中「自由刑の実刑判決」の次に「(懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、刑法第27条の2第1項(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(以下「薬物法」という。)第3条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定によりその一部の執行を猶予された刑(以下「一部執行猶予刑」という。)を含む。)」を加え、「この場合において、執行指揮書の「処遇上の参考事項」欄については、「別添処遇上の参考事項調査票のとおり」などと記載する。」を削る。
- 3 記第1, 2, (3)中「猶予取消刑」を「全部猶予取消刑」に改め、(3)の次に次のように加える。
 - (4) 一部執行猶予刑に係る調査票の取扱い
一部執行猶予刑については、前記(1), アにより、実刑部分(一部執行猶予刑のうち執行が猶予されなかった部分をいう。以下同じ。)の期間に係る執

行指揮書に調査票を添付することとなる。

なお、実刑部分の期間の執行終了後に一部執行猶予刑について執行猶予の言渡しが取り消され、猶予部分（一部執行猶予刑のうち執行を猶予されていた部分をいう。以下同じ。）の期間の執行指揮をするときは、刑事施設において、実刑部分の期間の執行指揮書に添付された調査票により、処遇上参考となると思料される事項を把握できることから、猶予部分の期間に係る執行指揮書に調査票を添付する必要はない。実刑部分の期間の執行終了前に一部執行猶予刑について執行猶予の言渡しが取り消された場合も、同様とする。

- 4 記第2（1, (2)及び3を除く。）中「保護観察付執行猶予者」を「保護観察付全部執行猶予者」に改める。
- 5 記第2, 1中「が保護観察期間中」を「に係る保護観察期間中」に、「特別遵守事項の適切な設定」を「保護観察付全部執行猶予者に係る特別遵守事項の適切な設定」に改める。
- 6 記第2, 1, (1)中「更生保護法第50条」を「更生保護法第50条第1項」に、「6つの類型」を「7つの類型」に改める。
- 7 記第2, 1, (2)中「特別遵守事項は」を「保護観察付全部執行猶予者に係る特別遵守事項は」に改め、「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」の次に「(以下「社会内処遇事務通達」という。)」を加える。
- 8 記第2, 2, (3), イ, (4)及び(5)中「保護観察付執行猶予」を「保護観察付全部執行猶予」に改める。
- 9 記第2, 3中「保護観察付執行猶予者に係る特別遵守事項」を「保護観察付全部執行猶予者に係る特別遵守事項」に、「本日付け法務省保観第1号保護局長通達「保護観察付執行猶予者に係る処遇上の参考事項等について」」を「平成28年5月25日付け法務省保観第77号保護局長通達「保護観察付執行猶予者に係る処遇上の参考事項等について」」に改める。
- 10 記第2, 5中「保護観察付執行猶予」を「保護観察付全部執行猶予」に改める。
- 11 記第4を記第5とし、記第3中「保護観察付執行猶予者」の次に「(保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者をいう。)」を加え、記第3を記第4とし、記第2の次に次のように加える。

第3 一部執行猶予刑の言渡しを受けた者のうち、刑法第27条の3第1項又は薬物法第4条第1項の規定により保護観察に付された者に係る処遇上の参考事項の通知等について

1 目的等

一部執行猶予刑の言渡しを受けた者のうち、刑法第27条の3第1項又は薬物法第4条第1項の規定により保護観察に付された者（以下「保護観

察付一部執行猶予者」という。)について、地方更生保護委員会は、刑法第27条の2の規定による猶予の期間の開始の時までに、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更することができる(仮釈放中の保護観察付一部執行猶予者について、特別遵守事項を定め、又は変更するときは、保護観察所の長の申出によらなければならない。)とされ、検察官においては、特別遵守事項の適切な設定又は変更に資するため、地方更生保護委員会及び保護観察所の長に対し、処遇上の参考事項を通知する必要がある。

(1) 遵守事項について

保護観察付一部執行猶予者に係る遵守事項については、前記第2, 1, (1)の保護観察付全部執行猶予者に係る遵守事項と同様である。

(2) 特別遵守事項の設定に関する取扱い

保護観察付一部執行猶予者に係る特別遵守事項は、地方更生保護委員会が、社会内処遇事務通達に基づき、標準設定項目に列記された項目の中から選んで設定することとされている。具体的な流れは以下のとおりである。

ア 地方更生保護委員会は、保護観察付一部執行猶予者について、猶予の期間の開始(その者が仮釈放を許す旨の決定を受けたものである場合は、釈放)までに、決定をもって、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更することができる。この場合においては、標準設定項目の標準設定例を参考に、その具体的な文言を定めるとされる。

イ 保護観察付一部執行猶予者が収容されている刑事施設の長又は更生保護法第82条第1項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長は、地方更生保護委員会に対し、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項に関する意見を表明することができる。当該意見については、標準設定項目に列記された項目を選んで記載する方法その他の方法によることとされている。

ウ 地方更生保護委員会は、前記アの決定をする場合において、前記イの意見が表明されているときは、当該意見を考慮し、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定め、又は変更することとされる。

なお、地方更生保護委員会は、仮釈放中の保護観察付一部執行猶予者についても、保護観察所の長からの申出を受け、特別遵守事項を定め、又は変更することができる。

(3) 特別遵守事項の通知希望

保護観察付一部執行猶予者についても、第2, 1, (3)に準じ、検察官が実刑部分の期間の執行を指揮する場合において、実刑部分の期間の執

行を終えてもなお被害者への再加害のおそれがあると認められ、特別遵守事項の内容の通知を希望するときは、執行指揮書に添付する調査票の「17 備考」欄に「一部執行猶予期間中の保護観察を開始したときは、〇〇検察庁検察官宛てに特別遵守事項の内容を通知願いたい。」などと記載して、その旨を希望することとする。被害者への再加害のおそれがある案件以外に検察官が特別遵守事項の内容を把握することが特に必要と認められる案件についても、同様とする。

調査票は、後記2のとおり、刑事施設の長から保護観察所の長に写しが送付され、保護観察所の長は、当該調査票の写しにより、検察官の特別遵守事項の通知希望を把握することとなる。

(4) 特別遵守事項の活用

前記(3)により特別遵守事項の通知を希望し、保護観察所の長から特別遵守事項の内容が記載された通知書の送付を受けた場合における取扱いは、前記第2, 1, (4)に準じて行う。

2 処遇上の参考事項の通知等

検察官は、行刑、生活環境の調整、仮釈放の判断、特別遵守事項設定の判断及び保護観察に資するため、捜査及び公判の過程で判明した処遇上の参考事項について、調査票を作成し、前記第1, 2, (4)により、執行指揮書に添付して刑事施設に送付する。

調査票に関する留意事項については、前記第1, 3及び前記第2, 2, (6)に記載のとおりである。

特に刑の一部の執行猶予制度の趣旨を踏まえ、調査票の各事項に該当しないものであっても、検察官において、当該保護観察付一部執行猶予者の改善更生の意欲の有無、就労見込み、居住地、監護者の有無、改善更生のために必要な生活条件等について、処遇上参考になると判断した事項があれば、積極的に「16 その他処遇上の参考事項」欄に記載する。

なお、調査票の送付を受けた刑事施設は、身上調査書(甲)を地方更生保護委員会及び保護観察所の長に送付するときに、調査票の写しを添付すること(平成26年1月8日付け法務省矯成第31号法務省矯正局成人矯正課長通知「処遇上の参考事項の通知等について」記1, (2))とされており、刑事施設の長を経由して保護観察所の長に通知されることとなることから、保護観察所の長に対し調査票を送付する必要はない。

3 通知を受けた特別遵守事項の把握等

前記1, (3)により検察官が特別遵守事項の通知を希望した場合において、保護観察所の長から保護観察付一部執行猶予者に係る特別遵守事項の内容について、前記第2, 3の特別遵守事項通知書による通知を受けたときは、前記第2, 3に準じて取り扱う。

4 文書の保管

保護観察所の長から送付を受けた特別遵守事項通知書の保管については、前記第2、4に準じて取り扱う。

- 1 2 別紙様式1及び別紙様式2を次のように改める。

[作成者]

検察庁

検察官 検事

㊞

処遇上の参考事項調査票

氏 名	
1 公安組織関係 <input type="checkbox"/> あり（下記のとおり） <input type="checkbox"/> あり（判決謄本記載のとおり） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 把握していない	
○所属団体名 ○地 位	
2 暴力団・暴走族関係 <input type="checkbox"/> あり（下記のとおり） <input type="checkbox"/> あり（判決謄本記載のとおり） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 把握していない	
○所属団体名（上部系列団体名、友ぎ団体名。なお、反目団体があればその名称も記載する。） ○地 位 ○その他（組織離脱の有無・関係者氏名等）	
3 処遇上参考となる受診歴（特に精神科）及び服薬状況 <input type="checkbox"/> あり（下記のとおり） <input type="checkbox"/> あり（判決謄本記載のとおり） <input type="checkbox"/> 特記事項なし	
○入 通 院 歴 年 月 日から 年 月 日まで ○病 名 ○病 院 名 ○服 薬 状 況	
4 違法薬物等使用癖の有無 <input type="checkbox"/> あり（下記のとおり） <input type="checkbox"/> あり（判決謄本記載のとおり） <input type="checkbox"/> 特記事項なし	
○使 用 薬 物 覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、指定薬物、シンナー、トルエン その他（ ） ○使 用 歴 ○関 係 者 氏 名	
5 犯行の特徴（保護観察付全部執行猶予者の場合に限る。）	
6 身体的・知的障害の有無 <input type="checkbox"/> あり（下記のとおり） <input type="checkbox"/> あり（判決謄本記載のとおり） <input type="checkbox"/> 特記事項なし	
○具体的内容・程度（福祉施設等の入通所歴があればその名称等も記載する。）	
7 捜査及び公判の過程で実施した（簡易）鑑定の有無 <input type="checkbox"/> あり（下記のとおり） <input type="checkbox"/> あり（判決謄本記載のとおり） <input type="checkbox"/> なし	
○具体的内容	

<p>8 公判段階での認否及び特異言動 <input type="checkbox"/> 認 <input type="checkbox"/> 否認 <input type="checkbox"/> 特異言動あり <input type="checkbox"/> 特異言動なし</p> <p>○特異言動の具体的内容 (<input type="checkbox"/> 判決謄本記載のとおり)</p>
<p>9 逃走、自殺、自傷を企てたこと等の有無 <input type="checkbox"/> 逃走 <input type="checkbox"/> 自殺 <input type="checkbox"/> 自傷 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特記事項なし</p> <p>○具体的内容 (<input type="checkbox"/> 判決謄本記載のとおり)</p>
<p>10 被害者等への慰謝に関する事項 <input type="checkbox"/> あり (下記のとおり) <input type="checkbox"/> あり (判決謄本記載のとおり) <input type="checkbox"/> 特記事項なし</p> <p>○具体的内容</p>
<p>11 被害者に対する加害のおそれに関する事項 <input type="checkbox"/> あり (下記のとおり) <input type="checkbox"/> あり (判決謄本記載のとおり) <input type="checkbox"/> 特記事項なし</p> <p>○具体的内容</p>
<p>12 被害者等の処罰感情 <input type="checkbox"/> 厳罰希望 (強い感情) <input type="checkbox"/> 宥恕 <input type="checkbox"/> 特記事項なし (相応処罰希望を含む。)</p> <p>○具体的内容 (<input type="checkbox"/> 判決謄本記載のとおり)</p>
<p>13 被害者等による被害者等通知制度の利用 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p> <p>○特記事項</p>
<p>14 被害者の心身の状況、捜査・公判中の動向等に関する事項 <input type="checkbox"/> あり (下記のとおり) <input type="checkbox"/> あり (判決謄本記載のとおり) <input type="checkbox"/> 特記事項なし</p> <p>○具体的内容</p>
<p>15 交通罰金の未納の有無 <input type="checkbox"/> あり (下記のとおり) <input type="checkbox"/> なし</p> <p>○具体的内容</p>
<p>16 その他処遇上の参考事項 <input type="checkbox"/> あり (下記のとおり) <input type="checkbox"/> 特記事項なし</p> <p>○具体的内容 (保護観察付一部執行猶予者については、改善更生の意欲の有無等についても記載すること。)</p>
<p>17 備考</p>

- (注意) 1 「あり」にチェックした場合、その内容を下欄に具体的に記入すること (下記4の場合を除く。)
2 必要に応じ、各欄を伸縮して使用すること。
3 必要に応じ、別紙を使用したり、資料を添付すること。
4 「判決謄本記載のとおり」のチェックボックスは、判決謄本を添付する場合のみ使用すること。

処遇上の参考事項通知書

年 月 日

保護観察所長 殿

検察庁

検察官 検事

㊟

次の者の刑の全部の執行猶予中における処遇上の参考事項について、別添処遇上の参考事項調査票のとおり通知する。

1 保護観察付全部執行猶予者

氏 名 (年 月 日生 歳)

2 特別遵守事項の通知希望の有無等

(1) 通知希望の有無

あり

なし

(2) (1)で「あり」とした場合の理由

ストーカー的な犯行やDV事犯等、被害者への再加害のおそれがある

特別遵守事項の内容を把握することが特に必要と認められる

(具体的理由)

(取扱者印)

(注) 該当するものにチェックすること。